熊本県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第130条第3項の規定に基づき、熊本県後期高齢者医療広域連合議会の傍聴に関 し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分けるものとする。

(傍聴券等の交付)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴章の交付を受けなければならない。

(傍聴券)

- 第4条 傍聴券の種別は、一般傍聴券及び団体傍聴券とする。
- 2 一般傍聴券は、会議当日に所定の場所で、先着順に交付する。
- 3 団体傍聴券は、その代表者又は責任者に交付する。
- 4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。 (傍聴章)
- 第5条 傍聴章は、報道関係者及び熊本県後期高齢者医療広域連合職員で、議長が特 に必要と認める者に交付する。
- 2 傍聴章の交付を受けた者は、当該会期を通じて傍聴することができる。

(受付簿への記入)

- 第6条 一般傍聴券の交付を受けた者は、傍聴受付簿に住所及び氏名を記載しなければならない。
- 2 団体傍聴券の交付を受けた者は、傍聴受付簿に団体の名称、人員、代表者又は責任者の住所及び氏名を記載しなければならない。

(傍聴人の入場)

第7条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴人入口で傍聴券又は傍聴証(章)を

係員に提示しなければならない。

(傍聴券等の提示)

第8条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴証(章)を提示しなければならない。

(傍聴券等の返還)

- 第9条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは返還しなければならない。
- 2 傍聴章の交付を受けた者は、当該会期が終ったときは返還しなければならない。 (傍聴人の数の制限)
- 第10条 議長は、傍聴席の都合によって、傍聴人の数を制限することができる。 (議場への入場禁止)
- 第11条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

- 第12条 次の各号にいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
 - (1) 銃器その他危険なものを持っている者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 異様な服装をしている者
 - (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
 - (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

- 第13条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎたてないこと。
 - (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
 - (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない。
 - (5)飲食又は喫煙をしないこと。

- (6) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行 為をしないこと。
- 2 児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合 はこの限りでない。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第14条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者はこの限りでない。

(傍聴人の退場)

第15条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、すみやかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第16条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第17条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。